



## 建築士法の改正に伴い 市が発注する建築設計業務委託及び工事監理業務委託 の契約書作成について変更します。

### 建築士法の改正内容

改正建築士法では、契約書面に記載すべき事項が定められています。これに伴い延べ面積が300平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の様式替えに係る設計又は工事監理の委託契約を行う場合は、次に掲げる事項を記載して契約を締結する必要があります。

- 1 作成する設計図書の種類(設計のみ)
- 2 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法(工事監理のみ)
- 3 従事することとなる建築士の氏名、建築士の資格種別及び登録番号
- 4 報酬額及び支払の時期
- 5 契約の解除に関する事項
- 6 建築士事務所の所在及び建築士事務所の資格区分
- 7 建築士事務所の開設者の氏名
- 8 契約の対象となる建築物の概要
- 9 従事することとなる建築設備士がいる場合にあっては、その氏名
- 10 実施の期間

### 対象となる契約

平成27年9月2日以降に市が発注するすべての建築設計業務委託及び工事監理業務委託

**\*本市では、延べ面積が300平方メートル以下の建築物についても対象になります。**

### 契約書等の変更内容

- 1 委託契約書の本文に「6 建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり」を追記します。  
(「委託契約書(案)」参照)
  - 2 「別紙 建築士法第22条の3の3に定める記載事項」を添付しますので、**契約の際に必要事項を記載**してください。  
(別紙参照)
- \*なお、業務委託契約約款に変更はありません。

### 問い合わせ

つくば市総務部契約検査課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 TEL 029-883-1111 FAX 029-868-7630

E-Mail [gen070@info.tsukuba.ibaraki.jp](mailto:gen070@info.tsukuba.ibaraki.jp)

# 委託契約書 (案)

- 1 業務委託名
- 2 履行場所
- 3 履行期間                      年    月    日から                      年    月    日まで  
(                      日間)
- 4 業務委託料                      金                      円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額                      円)
- 5 契約保証金                      つくば市契約規則第35条第6号により免除
- 6 建築士法第22条の3の3に定める記載事項                      別紙のとおり

上記業務の委託について、委託者つくば市と、受託者とは、裏面の条項により委託契約を締結する。

上記契約の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年    月    日

委託者                      住 所    茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

氏 名    つくば市

つくば市長    市 原 健 一    印

受託者                      住 所

氏 名

印

(別紙)

## 建築士法第22条の3の3に定める記載事項

### 1 対象となる建築物の概要

契約書約款第1条(総則)に定める設計図書に示すとおりとする。

### 2 業務の種類,内容及び実施方法

契約書約款第1条(総則)に定める設計図書に示すとおりとする。

### 3 業務の実施期間

契約書に示すとおりとする。

### 4 設計業務において,作成する成果品等(成果図書及びその他の成果物)

契約書約款第1条(総則)に定める設計図書に示すとおりとする。

### 5 工事監理業務において,工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施状況に関する報告の方法

契約書約款第1条(総則)に定める設計図書に示すとおりとする。

### 6 設計業務又は工事監理業務に従事することとなる建築士・建築設備士

【氏名】:

【資格】:( )建築士 【登録番号】

【氏名】:

【資格】:( )建築士 【登録番号】

(建築設備の設計(工事監理)に関し意見を聴く者)

【氏名】:

【資格】:建築設備士 【登録番号】

- \* 従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。
- \* 元請けの建築士事務所に所属する建築士等について記載する。

7 設計業務又は工事監理業務の一部の委託先

契約書約款第6条(一括再委託等の禁止)の規程による。

8 業務委託料の額及び支払の時期

(1)業務委託料

契約書に示すとおりとする。

(2)支払時期

契約書約款第31条(業務委託料の支払)及び第33条(前払金)に規定による。

9 契約の解除に関する事項

契約書約款第41条(委託者の解除権), 第42条, 第43条(受託者の解除権), 第44条(解除の効果)及び第45条(解除に伴う措置)の規定による。

10 受託者の建築士事務所登録に関する事項

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分(一級, 二級, 木造)	( )建築士事務所
開設者の氏名	(開設者が法人の場合は法人名称及びその代表者の氏名)